

公立大学法人下関市立大学予算規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 44 号

改正 平成 20 年 7 月 1 日規程第 36 号

平成 21 年 3 月 19 日規程第 11 号

平成 28 年 5 月 2 日規程第 14 号

令和 2 年 3 月 5 日規程第 5 号

令和 7 年 4 月 23 日規程第 15 号

(目的等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）における予算の適正な編成、執行等に係る手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 予算の手続その他必要な事項については、法令及び諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 年度予算 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項に規定する中期計画を達成するために措置される年度予算をいう。

(2) 予算責任者 予算の執行を管理する責任者をいう。

(予算編成方針)

第 3 条 理事長は、年度予算の編成に当たっては、毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）を作成する。

2 理事長は、予算編成方針を経営審議会の審議の後、理事会の議決を経て決定する。

3 理事長は、予算編成方針を決定したときは、予算責任者に通知する。

4 予算責任者は、教員研究費に関しては学長をもって充て、教員研究費以外に関しては事務局長をもって充てる。

(予算案)

第 4 条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、予算案を編成し、理事長に提出しなければならない。

(年度予算の編成)

第 5 条 理事長は、予算責任者から提出された予算案を調整し、年度予算を編成する。

(年度予算の決定)

第 6 条 理事長は、年度予算を毎事業年度の開始前に経営審議会の審議の後、理事会の議決を経て決定する。

2 理事長は、年度予算を決定したときは、年度予算配分通知書により予算責任者に通知する。

(収入予算の確保)

第7条 予算責任者は、年度予算に基づき、収入予算に定める収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第8条 予算責任者は、年度予算に基づき、支出予算を執行しなければならない。この場合において、年度予算を超えて執行してはならない。

(予算執行に関する資料の提出等)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、予算責任者に対して、予算執行に関し資料の提出を求め、又は指示することができる。

(予算の補正)

第10条 理事長は、法人の運営状況を勘案し、必要があると認めるときは、経営審議会の審議の後、理事会の議決を経て、年度予算を補正することができる。ただし、緊急であり、かつ、別に定める条件に該当するときは、経営審議会の審議を経ないで理事会の議決を経てこれを決定し、その直後に開催される経営審議会に報告するものとする。

2 理事長は、補正予算を決定したときは、追加予算配分通知書により予算責任者に通知しなければならない。

(予算管理単位間の予算の流用)

第11条 予算責任者は、自らが所管する予算の範囲を超えて予算執行計画を変更して予算を執行する必要が生じたときは、予算管理単位間予算流用申請書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請に基づき、流用を決定したときは、予算流用通知書により予算責任者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の決定を行ったときは、その直後に開催される理事会及び経営審議会においてこれを報告しなければならない。

(予算管理単位内の予算の流用)

第12条 各予算管理者が所管する予算の範囲内において、年度予算の業務費等の目的区分の変更を伴う予算の流用については、前条第1項及び第2項の規定に準ずるものとする。

2 予算責任者は、自らが所管する予算の範囲内における年度予算の業務費等の目的区分の変更を伴わない軽微な変更については、予算を流用することができる。この場合において、流用の範囲は、必要最小限度を超えてはならない。

3 次に掲げる細節の金額は、他から流用することができない。ただし、理事長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 報酬

- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 需用費のうち食糧費
- (予算の繰越し)

第13条 予算責任者は、年度予算のうち、翌年度に繰越しをする必要があると認められるものがあるときは、繰越予定予算見積書を作成し、3月末日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、予算の繰越しの手続を承認したときは、その旨を予算責任者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の承認を行ったときは、その直後に開催される理事会及び経営審議会においてこれを報告しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程のほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日規程第36号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日規程第11号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月2日規程第14号）

この規程は、平成28年5月2日から施行する。

附 則（令和2年3月5日規程第5号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月23日規程第15号）

この規程は、令和7年4月23日から施行する。